

大妻女子大学災害罹災等学生に対する学生納付金減免規程

平成16年7月27日

理事長裁定

(目的)

第1条 本規程は、災害罹災等により経済上就学が著しく困難になった大学院学生、学部学生並びに短期大学部学生に対し、審査の上学生納付金を減免することにより援助を行うことを目的とする。

(対象)

第2条 減免を受けることができる者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 天災その他の災害
- (2) 家計支持者(学費負担者)の死亡
- (3) その他前各号に準ずる事情が生じた場合

(適用停止)

第3条 広域災害(地震・水害・大火等)により申請者が多数生じた場合は、適用を停止することがある。

(申請)

第4条 減免を申請する者は、次に掲げる書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請書(所定書類)
- (2) 天災その他の災害の場合は、当該自治団体等が発行した「罹災(被災)証明書」
- (3) 家計支持者(学費負担者)が死亡した場合は、「死亡診断書」
- (4) その他大学が特に提出を求めるもの

(減免額)

第5条 減免対象となる学生納付金は授業料とし、家計の悪化の状況により年間授業料の30%を限度とする。

(減免期間)

第6条 授業料の減免期間は、当該年度限りとする。ただし、最短修業年限内に在籍する者を対象とする。

(奨学生との重複)

第7条 この規程以外の授業料減免又は給付制の奨学金を受けている者は、原則として除外する。

(取消及び返還)

第8条 減免を認められた者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消し、減免された額の一部又は全額を納入させることができる。

- (1) 申請書等の記載内容等に虚偽があった場合
- (2) 休学又は退学した場合
- (3) 学則に定める懲戒事項に該当した場合
- (4) 本学が減免を不相当とした場合

(審査・決定)

第9条 減免、取消又は返還についての審査は、特別委員会(以下「委員会」という。)

が行い、理事長が決定する。

- 2 委員会は、理事長、学長、研究科長、各学部長、短期大学部長及び事務局長をもって構成する。
- 3 委員長は理事長をもって充てる。委員長は会議を招集し、議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 必要がある場合は、関係教職員を委員会に出席させることができる。
- 6 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

(事務)

第10条 委員会の庶務は、学生支援センターにおいて行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

(その他)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年1月11日から施行し、平成16年12月1日から適用する。ただし、第9条第2項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月26日から施行し、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第5条で規定する減免額について、東日本大震災(平成23年3月11日発生)による被災に対しては、以下のとおりとする。

(1) 家屋全壊の場合は、1年間学費等納入金全額免除

(2) 家屋半壊の場合は、1年間の授業料及び教育充実費をそれぞれ半額免除

(3) 家屋一部損壊の場合は、規定どおりとする。

- 2 この規程は、平成23年3月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。